

「近畿地方整備局 コンプライアンス・アドバイザー委員会」

委員会概要

1. 日時 : 令和5年3月3日(金) 14時00分～16時00分
 2. 場所 : 近畿地方整備局 大手前合同庁舎 5階 共用会議室
 3. アドバイザー委員 :

委員長	井上 圭吾	弁護士
委員	小西 華子	弁護士
委員	高橋 司	弁護士
委員	吉川 吉衛	国土館大学 防災・救急救助総合研究所 客員教授
委員	渡邊 直樹	公認会計士・税理士
- (委員は五十音順)
4. 議事 :
 - (1) 委員長の選出
 - (2) 委員長代理の指名
 - (3) 令和4年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画の取組報告
 - (4) 令和5年度近畿地方整備局コンプライアンス推進計画(案)
 - (5) 意見交換

委員から出された提言・感想

(1) 令和4年度のコンプライアンス推進の取組について

- 不当な働きかけの記録、公表の実績がない現状について、近畿地整という組織が外部の事業者等にある程度認識されてきているのかなと感じました。
- 不当な働きかけに対する対応について、職員の方は、「業者からの」と「不当な働きかけ」という二つの要件の制限が付くと、報告しにくいのではないかと感じました。
一部の自治体等では、議員や業者から働きかけがあれば、適正な働きかけであっても、不当な働きかけであっても、評価をせずに、全て記録を残している。職員からの報告制度としては効果が上がるのではないかと感じました。一方、職員にあまり手間をかけないことも大事なため、両方を考えてご検討いただければと思います。
- 研修について、いろいろな研修の仕方があり、工夫されていると感じました。今後は、新しい取組手法など、例えばDXとか工夫してやっていただきたいと感じました。
- 理解度チェックの実施結果を踏まえて、正答率が低かったものについては、これまでどおり、引き続きフィードバックを行う取組を実施してください。

委員から出された提言・感想

(2) 令和5年度コンプライアンス推進計画(案)について

- ・ ハラスメントについて、近畿地方整備局では、相談員をパワー・ハラスメントと、セクシャル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントという二つに分けて相談員を設置しているが、厚生労働省のパワハラとか、セクハラの防止指針では、相談窓口を一元化することが望ましいとされています。職員もどちらに相談していいか迷って、相談できないこともあるかもしれないので、相談窓口の一元化も検討してください。
- ・ 不当要求対応について、一般の法律相談を担当している立場として、想定されている不当要求とまではいかななくても、業務上対応に苦慮している職員もいる印象があるので、我慢せずに、相談できる体制がありますよ、というところは周知して頂けるといいかと思います。
- ・ 国交省における不正事案の一覧表を作成してはどうかと思います。また、コンプライアンス等携帯カードにおいても、そういった情報を見られるように検討してください。
- ・ 内部通報制度について、通報しやすい体制はどういう体制なのだろうか、通報する職員の立場にたって、制度設計をブラッシュアップして頂ければと思います。
- ・ 通報する人にとって、守秘義務やその後の処理の流れとか、どうなるのかというところが一番気にされるので、その辺りについてオープンにして頂ければと思います。

委員から出された提言・感想

- ・ 内部通報の件数や内容については、今後もコンプライアンス・アドバイザー委員会場で報告をお願いします。

(3) その他（コンプライアンス全般）

- ・ 令和4年度近畿地方整備局コンプライアンス報告書のあとの「おわりに」において、文書途中に「特に、他の機関等の不適切な事案を他山の石として、コンプライアンスの保持を徹底し、職員の・・・」とありますが、この「保持を徹底し」のあとに、「公務員としての誇りとともに」という言葉を入れて頂けると、ありがたいと思います。
趣旨としては、公務員としての誇りを持つことが、コンプライアンスの遵守に繋がっていくということ、色々な経験の中で感じたことがございまして、お使い頂きたいと思います。